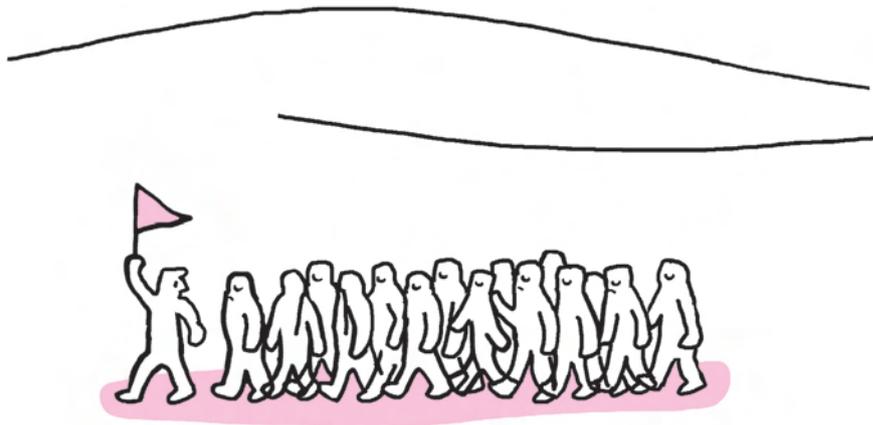


アクティブラーニングから見る 教育改革のこれから

育まれるのは真の主体性か、隷属する主体性か

PROJECTING THE FUTURE OF EDUCATION REFORM THROUGH ACTIVE LEARNING:
IS THAT INITIATIVE AUTHENTIC OR NOT?

福島創太 東京大学大学院教育学研究科博士課程
Fukushima Sota



2020年に向けた教育改革は、これまでに比べて教育の現場や社会への影響が著しく大きくなる可能性が高い。それは「何を教えるか」を超えて「どう教えるか」に迫る改革であるからだ。この「どう教えるか」の主眼が「アクティブラーニング（主体的・対話的で深い学び）」であり、本論文のテーマだ。アクティブラーニングとはどういうもので、どのような課題があるのか。そもそもどういった社会的背景で学校教育へと導入されようとしているのか。教育社会学者であり、全国の多くの学校で導入される教育プログラムの開発者でもある筆者が、アクティブラーニングの教育的機能と、社会において学校教育が担うべき機能について検討する。平成という時代を貫いた教育界の一大テーマである「新しい学力観」と「アクティブラーニング」をもとに、今、日本の学校教育改革に求められる論点を提示する。

1

これまでとは大きく異なる教育改革

2020年に向けて進められている教育改革が今、これまでに以上に話題を呼んでいる。今回の改革は、1989年改訂の学習指導要領に採用された「新しい学力観」の流れをくんでいる。主体的に生きていくことができる資質や能力、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などを重視する方針、知識の習得から活用へ、という考え方はその頃から掲げられている。

にもかかわらずなぜ今回、ここまでの注目を集めているのか。それは、これまでに比べ「影響力の大きい改革」となる可能性が高いということが背景にある。その理由の1つは、改革の大きな眼目が大学入試改革であるということだ。高大接続改革ともいわれるこの改革のなかで、1979年に導入された大学入試センター試験（旧・共通一次試験）を刷新して記述式の問題が導入される。また高校3年間の活動の記録や本人の志向なども評価の対象とする枠組みを、私学だけではなく国立大の入試にも設けていく。

教育学者の諸田裕子と金子真理子は、当時の学習指導要領に関心意欲態度の評価に関する項目が加わったことを受けて、新学力観の提示といった「『理念』レベル」の教育改革と、評価という「『行為』レベル」の教育改革では、後者の強制力がより強いことを明らかにしたが（諸田・金子、2009）、今回はさらに、教育課程だけでなく選抜のプロセスでも知識偏重型の教育からの脱却が行われようとしているのだ。

そしてもう1つ、影響力の大きさを支えるのが、「何を教えるか」を超えて「どう教えるか」に踏み込んだ教育改革であるということだ。その主眼となるのが本論文のテーマである「アクティブラーニング」だ。

実際、教育改革の核となる新学習指導要領では「主体

的・対話的で深い学び」という呼び名に変わったが、アクティブラーニングという概念は、改革の1つの中心となっている。「『理念』レベル」を超え、さらに「評価」を超えて、「どう教えるか」にまで踏み込む教育改革と捉えると、「『行為』レベル」にさらにアプローチする教育改革であり、より強制力の強い改革といえるだろう。

「強制力の強い改革」であることは、現場での影響力の大きさを意味し、裁量が制限されることにもつながりうる。「どう教えるのか」ということこそが教員の専門性であると考えれば、これまでの改革との大きな違いを感じざるをえない。そして、その影響が有効かどうかは、アクティブラーニングという手法の中身と質にかかっている。

本論文ではアクティブラーニングに焦点をあわせつつ、今回の教育改革について考えていく。筆者はアクティブラーニングの導入には、「アクティブラーニングが推進されている社会的背景」と「アクティブラーニングの機能」という2段階の検討すべき点があると考えている。

結論をやや先取りすると、実は前者のほうが問題は大きく、それゆえ、学校の問題、教育という領域だけの問題を越えた、社会全体の問題として捉えるべきであると考えている。本論文では、この点を指摘しながら、さらに将来への展望まで描いていきたい。

2

アクティブラーニングという概念

2017年2月に小中学校の学習指導要領改訂案が公示された際、アクティブラーニングという言葉に代わって「主体的・対話的で深い学び」という言葉が使われるようになった。

しかし、このときに募集されたパブリックコメントでは、具体的な実践例を求める声が多く上がるなど、この